

周南市市税条例の一部を改正する条例制定について

周南市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市税条例の一部を改正する条例

周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="226 368 327 400">附 則</p> <p data-bbox="125 432 1104 868">第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="125 903 344 935">2・3 （略）</p>	<p data-bbox="1234 368 1335 400">附 則</p> <p data-bbox="1133 432 2112 868">第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p data-bbox="1133 903 1352 935">2・3 （略）</p>